

4. 復興再生に向けた課題

(1) 上位関連計画の整理

復興再生計画を策定するにあたり、確認した上位計画の方針は以下のとおりです。

1) 大郷町国土利用計画（平成 29 年 4 月策定）（抜粋）

～町北部地域の土地利用について～

本地域については、今後とも基本的には農業を中心とした地域として位置づけられる地域であり、優良農地の効率的かつ総合的な確保等に努めるとともに、水稻を基幹としながら畜産、野菜、花き、果樹等を取り入れた複合経営の基盤強化を図る。また、地域の実情を踏まえ、企業や法人等が農業に参入できる環境を整備しつつ、新たな農地ニーズに即した農用地の利活用を図る。

●公共の福祉の優先

土地については、公共の福祉を優先させるとともに、地域の特性に応じた適正な土地利用が図られるよう、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策の実施を図る。

●町土の保全と安全性の確保

① 町土の保全と安全性の確保のため、地形・地盤等の自然的土地条件と土地利用配置との適合性、水害等の災害対策に配慮しながら適正な土地利用への誘導を行い、町土の総合的かつ計画的な利用を図る。

●土地の有効利用の促進と土地利用転換の適正化

⑦大規模な土地利用の転換

土地利用の転換を図る場合は、いったん、転換した後に元の地目に戻すことは容易ではないことから、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的、社会的条件を考慮して適正に行うものとする。

また、地域住民の意向等地域の実情を踏まえるとともに、大郷町総合計画、大郷町まち・ひと・しごと創生総合戦略や大郷町公共施設等総合管理計画との整合を図る。

2) 大郷町総合計画（平成27年3月策定）（抜粋）

～協働のまちづくりで持続的に発展するまち～

第1章 安全安心な防災体制の強化

1 町民生活の安全確保

(3) 消防防災対策 現況と課題

水害については、吉田川の改修工事や堤防の補強が行われ、河川の安全性は向上しましたが、集中豪雨時の農業用水路やため池、中小河川などの決壊・内水等による災害が心配されます。

(基本方針)

大郷町地域防災計画及び大郷町消防計画に基づき、総合的な消防・防災対策を図り、防災意識の向上に努めます。

(主要施策)

- 大郷町地域防災計画に基づき、各種災害の防止と防災体制の整備を図ります。
- 防災マップやハザードマップなどの整備を図ります。
- 消防・防災に対する町民意識の向上を図ります。
- 消防・防災施設、設備の拡充を図ります。
- 消防団の組織・人員・装備の充実、強化を図ります。
- 自主防災組織の活動支援と育成強化に努めます。

第3章 少子化・人口増加対策の推進

2 定住の促進

現況と課題

深刻化する人口減少対策は、地方自治体にとって最重要課題の1つであり、様々な子育て支援等とともに、良質な住宅地の提供や定住に向けた各種支援が求められています。

人口の増加に向けて、良好な地域社会の形成、若者等の定住による地域活性化など公営住宅の整備や良好な住宅地の提供が果たす役割は大きく、民間活力等を導入しながら安定した住宅を供給し、地域に根ざした住宅政策など長期的視点にたった総合的な事業が必要となっています。

(基本方針)

人口増加対策として、良好な住宅環境の整備など、若者の定住促進に向けた総合的な事業の推進を図ります。

(主要施策)

- 定住に向けて遊休町有地の有効活用を図ります。
- 定住に向けて各種支援制度を検討します。

第4章 生活環境基盤の整備

1 計画的な土地利用の推進

(基本方針)

町土の均衡ある発展を図るため、自然の保護、保全すべき自然的土地利用、開発すべき都市的土地利用を土地利用計画等に基づき誘導し、関係機関等と協議・調整しながら、地域特性を踏まえた持続性と秩序のある町土の形成を目指します。

(主要施策)

- 南部及び北部の丘陵地の山林、中央平野部の田園地帯、吉田川等の主要河川の水辺等の豊かな自然の保全に努めます。
- 長期的な展望に基づき、バランスのとれた土地利用を誘導するため、土地利用計画等の策定・見直しを行い、適切な運用に努めます。

3) 大郷町都市計画マスタープラン(抜粋)

～粕川地区のまちづくりの方針～

第IV章 地区別構想

(1) まちづくりの現状と課題

3) 環境・景観形成

- ・中粕川の旧街道沿いの風情ある街並み景観を地域住民は評価しており、景観の保全を望んでいます。

(2) 粕川地区のまちづくりの方針

1) まちづくりのテーマ

【田園環境共生地区】

田園と里地里山の恵みに抱かれた、あたたかく暮らしやすい郷

★まちづくりのイメージ

中央に広がる田園風景、北部の里地里山は地区の原風景であるとともに大郷の誇り財産であり、この田園環境や歴史文化を地域資源として活かしながら、生活利便施設が充実した住みやすい郷づくりをめざします。

2) 土地利用の方針

吉田川を挟んで北部は田園環境の利活用と維持・保全、南部は商業系や住居系の誘導を促進する計画的な土地利用を推進します。

3) 地域基盤施設の方針

⑤災害危険区域等の安全確保

- ・水害については、吉田川の改修等により河川の安全性は向上していますが、気候変動にともなう集中豪雨時の災害が心配されることから、大郷町地域防災計画に基づき、災害の防止と防災体制の整備を図ります。

4) 環境・景観形成の方針

②中粕川の街並み景観の再生

- ・中粕川の集落は、旧街道の街並みの面影を残しており、この歴史・文化を価値ある資源として街並み景観の再生に努めます。

(2) 一級河川吉田川の改修計画の整理

1) 鳴瀬川水系河川整備計画 [大臣管理区間] (抜粋)

4 河川整備の目標に関する事項

4.1 洪水・高潮、津波等による災害の発生の防止または軽減に関する目標

4.1.2 整備の目標

(1) 戦後最大規模の洪水への対応

- ・洪水による災害発生の防止及び軽減に関しては、『鳴瀬川では戦後の代表洪水である昭和22年9月洪水、吉田川では近年最大の洪水である関東・東北豪雨（平成27年9月洪水）と同規模の洪水が発生しても、床上浸水等の重大な家屋浸水被害を防止するとともに、水田等農地についても浸水被害の軽減に努める』ことを整備の目標とします。
- ・吉田川については適切な河川の維持管理及び堤防整備、河道掘削、遊水地群の整備などを計画的、効率的に実施します。

(2) 施設の能力を上回る洪水等への対応

- ・施設の能力を上回る洪水等が発生した場合においても、人命・資産・社会経済の被害をできる限り軽減することを目標として、施設の構造や運用等を工夫するとともに、「逃げ遅れゼロ」実現のため、関係機関と連携して、ハザードマップや過去の浸水実績等を水害リスク情報として住民へ周知するなど、住民等の的確な避難等に資する取り組みを推進し、地域全体の危機管理体制の強化を図ります。

4.4 河川の維持管理に関する目標

4.4.2 維持管理の目標

- ・河道、河川敷、堤防及びその他の河川管理施設がその本来の機能を発揮できるよう良好な状態を持続させるためには適切な維持管理が必要です。

表 維持管理の目標

管理項目		目標
河川 管理 施設	堤防	洪水を安全に流下させるために必要となる堤防の断面や、侵食・浸透に対する強度、法面の植生などの維持・持続に努めます。
	護岸	洪水時における流水の作用に対して、護岸の損壊により河岸崩壊や堤防決壊を招かないようするために、護岸の必要な強度や基礎部の根入れの維持・持続に努めます。
	樋門・樋管 堰等	洪水時に施設が正常に機能するために必要となる施設やゲート設備等の強度、機能の維持・持続に努めます。
河道	河道	洪水を安全に流下させるために必要な流下断面の維持・持続に努めます。
	樹木	洪水を安全に流下させるため、洪水の阻害となる樹木群に対する適正な管理の維持・持続に努めます。
河川空間		適正な河川の利用と安全が確保されるように努めます。

2) 吉田川・新たな「水害に強いまちづくりプロジェクト」

吉田川・新たな「水害に強いまちづくりプロジェクト」 ～大規模氾濫被害の最小化に向けて、より水害に強いまちづくりの実践～

- 昭和 61 年 8 月の大洪水を契機に実施した「水害に強いまちづくりモデル事業」について、令和元年台風第 19 号による大規模な氾濫被害を踏まえ、**より水害に強いまちづくりを目指し、新たな取り組みをとりまとめ**。
- 引き続き、関係機関が連携を図りながら、具体化に向けた検討、及び**各種取組について実践**。

「水害に強いまちづくりモデル事業」 ※モデル事業指定：S63 事業期間：H5～H29(概成)

I. 治水安全度の向上

約 267 億円

→再度災害の防止に向け、河川の水位を低下させる対策等

<主な取組メニュー>

■河川整備

- ・堤防整備・河道掘削・側帯整備

■ダム等洪水調節機能の向上

- ・ダムの柔軟な対応（既存ダム有効活用）

■より治水安全度を向上させるための調査・検討

- ・河川整備計画の変更
- ・新たな治水対策の検討

例：洪水調節施設、河道拡幅等



宮城県大郷町 吉田川堤防決壊状況

II. 氾濫拡大の防止

→大規模な内水の氾濫を抑制し、被害を最小限にとどめる対策

<主な取組メニュー>

■内水対策

- ・雨水貯留施設・調整池の整備
- ・排水路の整備・維持管理

■氾濫流制御施設

- ・道路嵩上（二線提）



宮城県大崎市・大郷町・松島町の氾濫状況

III. 避難地警報システム

→避難地、避難路の整備、および避難に資する情報・警報システム

<主な取組メニュー>

■水防災拠点の拡張・増設

- ・水防災拠点の拡張
- ・避難建屋・備蓄物資の整備

■避難路・復旧路線の確保

- ・道路嵩上げ

■ハザードマップ

- ・地区別ハザードマップ
- ・内水ハザードマップ

■水位情報等情報提供の強化

- ・光ファイバー回線の 2 重化



水防災拠点への避難状況

IV. 氾濫水排除の迅速化

→ 洪水の長期化を抑制する強制排水機能向上対策等

< 主な取組メニュー >

■ 緊急排水樋門

- ・ 排水樋門敷高の工夫・改良

■ 排水能力の強化

- ・ 排水施設の増設検討
- ・ 既設排水機場の能力強化・非浸水化
- ・ 防塵対策



内浦緊急排水樋門（呑口部）

V. 適正な土地利用の規制誘導

→ 水害に強い土地利用等再構築

< 主な取組メニュー >

■ 将来的な土地利用の規制誘導

- ・ 都市計画等と防災対策の連携強化

■ 移転・建て替え補助制度の検討

- ・ 浸水想定地域等ハザードエリアからの移転・建替え等に対する自治体支援の推進等

VI. 新たな減災・ソフト対策

→ 「水害に強いまちづくりモデル事業」策定以降に、新たに取り組みられてきた減災対策の推進

< 主な取組メニュー >

■ 洪水時における河川管理者からの情報提供

- ・ 地域別情報発信手法の構築
- ・ 災害時情報担当者の確保・連絡体制の構築
- ・ 浸水情報、通行止め等の道路交通・規制情報の共有

■ 避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認

- ・ マイタイムラインの作成

■ 避難訓練・教育の推進

- ・ ロールプレイング防災訓練の継続実施

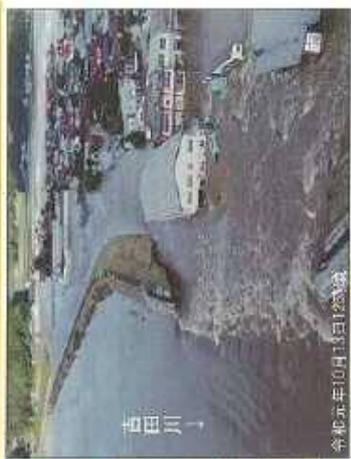
■ 要配慮者支援施設における避難計画の作成

- ・ 要配慮者サポーターの育成

■ 水防活動・排水活動の強化

- ・ 関係機関が連携した水防訓練

吉田川・新たな「水害に強いまちづくりプロジェクト」位置図



- IV. 氾濫水排除の迅速化
 - 緊急排水機門の改良
 - 既設排水機門等の非浸水化
 - 防塵対策 等
- V. 適正な土地利用の規制誘導
 - 都市計画等と防災対策の連携強化
 - 浸水想定地域等ハザードエリアからの移転・建替え等に対する自治体支援の推進 等
- VI. 新たな減災・ソフト対策
 - 地域別情報発信手法の構築
 - 災害助産者担当者の確保・連絡体制の構築
 - マイタイムラインの作成
 - 要配慮者サポーターの育成 等

- I. 治水安全の向上
 - 事業期間：令和元年度～令和6年度
 - 目標：本川からの治水防止
 - 対象内幸・整備計画の変更
 - 堤防整備、河道掘削
 - 既設ダムの有効活用 等
- II. 氾濫拡大の防止
 - 内水対策
 - (雨水貯留施設・調整池・排水調整槽) 等
- III. 避難地整備システム
 - 水防災拠点の拡張(建屋・備蓄)
 - 避難路・環旧跡の掘上げ
 - 地区別ハザードマップの作成 等

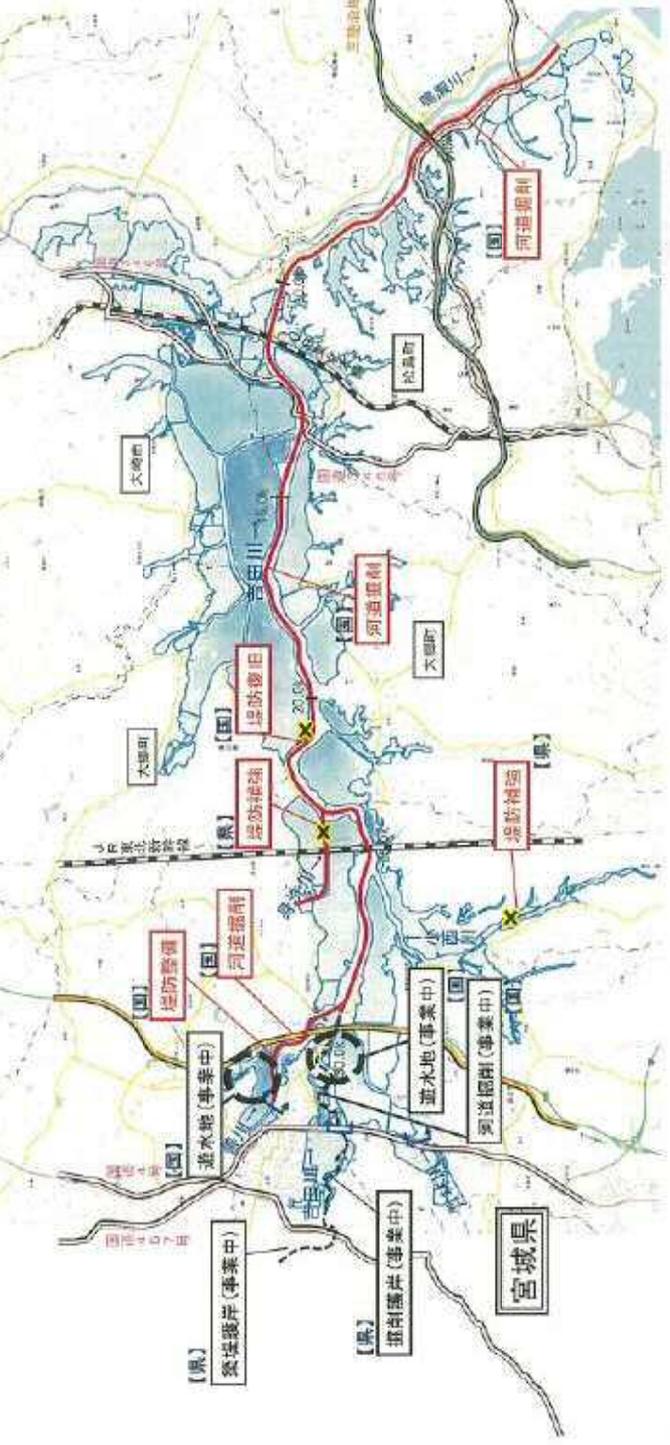


凡例

★ 堤防決壊箇所
 □ 大規模浸水区域

浸水深(m)

0-0.5
0.5-1.0
1.0-1.5
1.5-2.0
2.0-2.5
2.5-3.0
3.0-3.5
3.5-4.0
4.0-4.5
4.5-5.0
5.0



出典：国土交通省 東北地方整備局 (R2.1.27 改定)

(3) 復興に向けた課題の整理

今回の台風被害や町民ニーズなどを踏まえ、今後の町の復旧・復興に向けた主要な課題を下記に整理します。

区 分	内 容
防災対策	職員の早期招集など対応要員の確保
	様々なチャンネルによる情報提供体制の構築
	町内企業への外国籍就労者の増加に伴う、多言語への対応
	各種機関・団体等との協力・応援要請などの連携体制の構築
	ボランティア受入体制の整備
	吉田川や鶴田川などにおける氾濫被害を抑制する河川・堤防の整備
	水防拠点の整備
	新たな洪水抑制機能などの治水対策の検討
	避難対策
自動車での避難時における避難所駐車場の受け入れ可能台数の確保	
災害時において迅速な避難を可能とする避難路の確保	
ペット同伴者等、様々なニーズへの対応構築	
避難所設営に関する職員スキルの向上	
避難所における寒さ、暑さ対策	
避難所における感染症対策	
避難所における要支援者対策（自閉症、子どもなど）	

	日常と変わらない食事の提供
	避難所の開設・運営・管理体制の確立と設備機能の向上
	自主防災組織の強化などソフト面における防災対策の推進
	早期避難などの防災意識の醸成
生活再建	生活再建に関する迅速な情報提供
	被災者の家族構成などに配慮した住宅の確保
	被災した住宅の再建支援
	安全な住宅用地の確保
生活環境	河川の氾濫などにより発生した災害廃棄物等の撤去・処理
	被災者への生活情報の提供
	損壊したライフラインの復旧と災害時における応急供給・応急復旧体制の構築